

韓国の種子委員会に関する法令（仮訳、抜粋）

植物新品種保護法（韓国、2013 年 8 月 13 日施行）

第 4 章 補則

第 118 条（種子委員会） ① 次の各号の事項を実行するために、農林畜産食品部や海洋水産部に農林種子委員会や水産種委員会（以下「種子委員会」という）を置く。 <改正 2013.3.23 >

1. 品種保護権の保護に関する農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の諮問についての助言
 2. 第 67 条の規定による通常実施権の設定についての裁定の審議
 3. 品種保護権侵害紛争の調整
- ② 種子委員会は、委員長 1 名と、第 90 条第 2 項の規定による審判委員会の常任審判員 1 人を含む 10 人以上 15 人以下の委員（以下「種子委員」という。）で構成する。
- ③ 種子委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が任命するか、または委嘱し、委員長は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、種子委員の中から任命するか、または委嘱する。 <改正 2013.3.23 >
1. 3 級以上の公務員（高位公務員団に属する一般職公務員を含む）の役職にあり、又はあった人として、種子関連業務の経験がある人
 2. 「高等教育法」による大学の助教授以上で在職しているか、在職していた者として、種子関連分野を専攻した人
 3. 弁護士や弁理士の資格のある人
 4. 農業団体・林業団体や漁業団体の役員として在職しているか、在職していた人
 5. 種子産業に関連する協会の役員として在職しているか、在職していた人
 6. 市民団体（「非営利民間団体支援法」第 2 条の規定による非営利民間団体をいう。）から推薦された人
- ④ 種子の委員の任期は 2 年とし、2 回に限り再任することができる。
- ⑤ 種子委員会の構成 運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 119 条（紛争の調整） ① 品種保護権侵害紛争の調停を希望する者は、種子委員会に調停を申請することができる。

② 第 1 項の規定により調停を申請しようとする者は、共同部令で定める調停申立書を種子委員会に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23 >

③ 第 2 項の規定による調停申立書を受けた種子委員会の委員長は、必要と認める場合は、第

4 項の調整部に回付し、その調停申立書の写しを紛争相手に送付しなければならない。

④ 第 1 項の規定による調停の申し立てを受けた種子委員会は、3 名の委員で調整部を構成することができ、調停申請を受けた日から 1 年以内に調整をしなければならない。ただし、栽培試験等が必要な場合には、共同部令で定めるところにより、調整期間を延長することができる。 <改正 2013.3.23 >

⑤ 調整部の構成 運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

⑥ 第 1 項の規定により品種保護権侵害紛争の調停を申請した者には、調査に必要な費用を負担させることができる。ただし、調停が成立した場合であって、特約がないときは、当事者と同じように負担させることができる。

⑦ 第 6 項の規定による負担費用の算定と納付方法、納付期間等は、共同部令で定める。 <改正 2013.3.23 >

第 120 条（委員の除斥など） ① 種子委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、対応する調整から除斥される。

1. 次の各目の者が当該紛争の当事者になったり、当事者と共同権利者または義務者の関係にある場合

種子委員

種子委員の配偶者又は配偶者であった人

2. 種子委員が当該紛争の当事者と親族、または親族だった場合

3. 種子委員が当該紛争についての証言や鑑定をした場合、

4. 種子委員が当該紛争に関して当事者の代理人として関与しているか、関与していた場合、

② 種子委員と公正な職務の執行を期待することが困難な事情がある場合には、当事者は、種子委員会に忌避申請をすることができ、種子委員会は、忌避申請が妥当であると認めるときは、忌避の決定をする。

③ 種子委員は、第 1 項又は第 2 項の事由に該当するときは、種子委員会委員長の許可を受けて回避することができる。

第 121 条（資料の要求など） ① 種子委員会は、紛争の調停のために必要と認める場合、農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又はその所属機関の長に資料や意見の提出は、栽培試験、遺伝子検査などの必要な協力を要請することができる。 <改正 2013.3.23 >

② 第 1 項の規定による協力の要請を受けた機関の長は、正当な事由がない限り協力しなければならない

第 122 条（出席の要求） ① 種子委員会は、必要に応じて、当事者やその代理人、または利害関係人に出席を求め、又は関係書類の提出を要求することができる。

② 第 1 項の規定により当事者又はその代理人、または利害関係人の出席を要求したり、必要な関係書類を要求する場合には、会議開催日 7 日前までに書面で行わなければならない。

③ 第 2 項の書面には、正当な事由なくこれに従わない場合は、意見陳述を放棄したものとみなすことを記載しなければならない。

④ 当事者が正当な事由なく第 1 項の規定による出席の要求または関係書類の提出要求に応じない場合には調停が成立しなかったものとみなす。

第 123 条（職権調整の決定） ① 種子委員会は、当事者間で合意がなされない場合、または申請人の主張に理由があると判断される場合には、当事者の利益と他のすべての事情を考慮して申請の趣旨に反しない限度で、職権で調整を代わる決定（以下「職権調整決定」という。）をすることができる。

② 職権調整の決定には、次の各号の事項を含むことができる。

1. 侵害行為の停止
2. 損害賠償やその他必要な救済措置
3. 同じか類似の侵害行為の再発を防止するために必要な措置

③ 職権調整決定は、ご注文（主文）とその理由を記載し、これに関与した調停委員の両方が署名・捺印しなければならない、その正本（正本）を遅滞なく当事者に送達しなければならない。

④ 当事者が第 3 項の規定により決定書の送達を受けた日から 14 日以内に異議申し立てをしなければ、職権調整を受諾したことで見る。

⑤ 第 4 項の期間内に異議の申し立てがあるときは、種子委員会は、異議申し立ての相手方にその事実を遅滞なく通知しなければならない。

第 124 条（調停の成立等） ① 調停は当事者間で合意された事項を調書に書くことによって成立する。

② 第 1 項の規定により調停が成立したときは、当事者間の調書と同じ内容の合意が成立したものとみなす。ただし、当事者が任意に処分することができない事項については、この限りでない。

附則<第 11457 号、 2012.6.1>

第 8 条（種子委員会の設置等に関する経過措置） ① この法律施行当時従前の「種子産業法」第 158 条第 1 項の規定による種子委員会は、第 118 条第 1 項の規定により設置された種子委

員会とみなす。

② この法律施行当時従前の「種子産業法」第 158 条第 3 項の規定により任命されるか、または委嘱された種子委員は、第 118 条第 3 項の規定により任命されるか、または委嘱された種子の委員とみなす。この場合、委嘱委員の任期は残りの期間とする。

植物新品種保護法施行令（韓国大統領令第 24562 号 2013 年 6 月 2 日施行）

第 3 章 補則

第 41 条（種子委員会の委員の身分保障）種子委員会の委員長（以下「種子委員長」という。）及び委員（以下「種子委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、その意思に反して免職されない。

1. 禁錮以上の刑の宣告を受けた場合
2. 長期間の心身衰弱により職務を遂行することができなくなった場合

第 42 条（種子委員長の職務） ① 種子委員長は、種子委員会を代表し、その業務を総括する。

② 種子委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、種子委員長が指名する種子委員がその職務を代行する。

第 43 条（種子委員会の会議の招集と議決） ① 種子委員長は、種子委員会の会議を招集し、その議長となる。

② 種子委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により（開議）し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

第 44 条（手当）種子委員会に出席した種子委員には、予算の範囲内で手当を支給することができる。ただし、公務員がその所管業務と直接関連して出席するときは、この限りでない。

第 45 条（監事） ① 種子委員会は、監事 1 人を置き、監事は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、その所属公務員の中から任命する。

② 監事は、種子委員長の命を受け、種子委員会の事務を処理する。

第 46 条（調整事件の分離または結合） ① 種子委員会は、必要があると認めるときは、関連する調整事件を分離したり、結合して審議することができる。

② 種子委員長は、第 1 項の規定により種子委員会が調整事件を分離し、結合して審議することにした場合には、当事者双方に、遅滞なく、書面でその旨を通知しなければならない。

第 47 条（調整部の構成及び運営） ① 法第 119 条第 4 項の規定による調整部は、種子委員長が種子委員の中から指名する 1 人の調整部長と 2 人の調停委員で構成する。

② 調整部長の命を受け、紛争調停事件の事実の調査、その他の事務等処理するために調整部に監事 1 人を置き、監事は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、所属公務員の中から任命する。

第 48 条（運営細則） この令に規定する事項のほか、種子委員会と調整部の運営に必要な事項は、種子委員会の議決を経て種子委員長が定める。

植物新品種保護法施行規則（韓国農林畜産食品部令、2013 年 8 月 18 日施行）

第 91 条（紛争の調整） ① 法第 119 条第 1 項の規定により調停を申請しようとする者は、別紙第 49 号書式の調整申請書に次の各号の書類を添付して法第 118 条の規定による種子委員会（以下「種子委員会」という。）に提出しなければならない。

1. 当事者間の交渉経緯書（紛争が発生したときから調整の申請をするまでの一定別交渉の内容と、その内容を証明できる資料をいう。）

2. 調停申請事件の審査 調整の参考にすることができる客観的なデータ

② 種子委員会は、法第 119 条第 4 項ただし書に基づいて調整期間を延長する場合は、当事者にその延長事由と拡張の内容を書面で通知しなければならない。

③ 法第 119 条第 6 項の規定による負担費用は、次の各号の費用を合算した金額とする。

1. 栽培試験料、材料費、人件費や消耗品の購入費

2. 遺伝子検査の費用：検査試薬コストと人件費

④ 第 3 項の規定による費用は、納付通知を受けた日の属する月の翌月末日までに現金で納付しなければならない。

